

第十回 参議院農林委員會會議錄第三十号

昭和二十六年五月十一日(金曜日)
午後二時十九分開会

委員の異動

三月三十一日三輪貞治君辞任につき、その補欠として佐多忠隆君を議長において指名した。

四月二日委員大谷肇潤君辞任につき、その補欠として宮本邦彦君を議長において指名した。

五月九日委員佐多忠隆君辞任につき、その補欠として三輪貞治君を議長において指名した。

本日委員三輪貞治君辞任につき、その補欠として門田定藏君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○本委員會の運営に関する件

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農漁業協同組合再整備法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開会いたします。

食糧法の改正に関するその後の経過につきましては、本日の両院協議会の議長からの経過報告の通りでありますので、改めて御報告申し上げます。なほ今後の議事予定につきましては、先ほど理事會におきまして、各理事のから御了承を得て、只今お手許

へ配付いたしました予定に基いて運営いたして参りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさう御決定願ひます。

なおこの委員會はこの前の申合せで、原則として土曜と月曜は休むことになつておりましたが、今度は土曜日を除きその他はできる限り開会いたしたいと思ひますので、この点も御了承をお願いいたします。

○江田三郎君 この議事の予定案について異議を言うのではないのでありますが、私はこの前の農漁業協同組合の再整備法の問題のときにちよつと希望を附したわけですが、それは農漁業協同組合のあり方或いは現状というものについて、本委員會として調査をやつてもらいたいという希望を附しておいたわけであるのでありますが、これを一つ正規に取上げて予定の中に入れて頂きたい。

○委員長(羽生三七君) 只今の江田さんの御発言の農漁業協同組合の現状及びあり方については、經濟調査庁の係官から報告を求めたわけでありますが、その後各議員の皆様において今後の運営について更に一層の研究をする必要があるであらうという御意見のようになり承りました。御意見が、それに基づいて今江田さんから御発言があつたと思ひますので、適當な機会に更にこの問題について改めて研究をするような予定を組みたいと思ひますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさうに決定いたしました。その日取り等については又次回で御報告申し上げます。

なおもう一つお諮りしたいことは、国土調査法案につきまして建設委員會、經濟安定委員會等との連合審査を行なつて来たわけでありましたが、當農林委員會におきましては、数日後から御承知の通り森林法案その他多数の法案が出て参りますので、いつまでも連合審査をやつておるといふわけには参りませんので、次回を以て一応打切つたらと考へるのでありますが、この点如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさう御決定を頂きます。

○委員長(羽生三七君) 本日は先ず最初に競馬法の一部を改正する法律案について提案者の提案理由を求めたいと思ひます。それでは衆議院議員の遠藤さんから提案理由の御説明を承ります。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今議題となりました競馬法の一部を改正する法律案につきましては提案の理由を御説明いたします。

大阪、神戸の四市は当該市の存在する府県の区域の内の競馬場ごとに年四回以内、その他のものでその区域内に地方競馬場の存在しているものは年四回開催できることになつてゐるのであります。然るに指定市町村でない競馬場所在市町村は、競馬場が存在しているにもかかわらず競馬を開催することができません。その上に競馬開催のたびごとに警備及び道路の破損等多額の支出をいたして、市町村財政に大きな負担となつてゐるのであります。従ひまして、これら指定市町村でない地方競馬場所在市町村につきましても地方財政委員會が適當であると認めますものは、一般市町村同様に年二回以内開催できるようにいたしまして、地方公共団体の財源強化に資するようにしたいと思ふのであります。

なお、地方財政委員會が指定を行う場合には当該公共団体の財政状況及び地方競馬開催状況等を十分勘案いたしまして、いやくも新たに指定を受けた市町村が競馬の開催によつて財政上の均衡を失したり、又は競走馬に支障を來すことのないようにしまして、地方公共団体の財政改善と健全娛樂の發展に貢献せしめたいと思ひます。何とぞ御賛同下さるようお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 本法案につきましては、他に議事日程もありまゝです。この審議は後回しに譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) それでは本日は提案理由を承ることにだけいたして置きたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 次に農漁業協同組合再整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案者の提案理由の説明を求めたいと思ひます。衆議院議員の野原さんをお願いいたします。

○衆議院議員(野原正勝君) 農漁業協同組合再整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

我が国の森林は戦時戦後の過伐濫伐によつて荒廢しつつあります。これはすでに御承知の通りであります。かかる事態を收拾するために急速且つ徹底的な造林を行い、森林施業の合理化を図ることは勿論、一層積極的に林業を振興して我が国自立經濟の基礎を確立する必要があるものがあるものであります。然るところ、我が国の民有林は大部分が五町歩以下(八五%)、その平均所有面積は一町歩以下という零細森林所有者でありますために、これを協同組織による森林組合により十分活動に活動できるよう經濟的に強化しなければ森林の復興も望み得ない実状であります。

現行法による森林組合は五千七百九十七、連合会は四十六でありまして、組織としては必要な林業町村の大部分に及んでゐるのであります。その資産内容及び經濟状態は非常に窮乏してあり、森林組合三千百二、同連合会三

十九は出資不足額十一億二千四百万円に及び、債権の固定化額は八億一千四百万円に達し、このために造林、育林その他緊急の事業に積極的な活動がでない状態にありますのみならず、これが森林所有者に多大の損失をも及ぼすことを憂慮いたす次第であります。

こうした実状を打開して、森林組合及び同連合会の正常な発達を所期するためには森林法を改正して組合の改組を図りますと共に、この際農漁業協同組合再建整備法を改正いたしまして、これを森林組合及び同連合会の再建整備にも適用し、その再建意欲を高め、早急にその経営を健全化してその使命達成に十分積極的な活動をなし得るよう措置いたしたいと存じ、この法律案を提出する次第であります。

何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましても、本日は提案理由だけを承かりまして、質疑は後日に譲りたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それではこのあと、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案に対しまして、休会中いろいろ御研究願つておつた事項もありますので、それに基づいて更に御討議をお願いしたいと思ひますが、これは懇談会に移しまして、一応速記をここで止めたいと思ひますので、御了承願ひます。

午後二時三十一分懇談会に移る。

午後三時五十二分懇談会を終る

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
赤澤 與仁君
加賀 操君
三浦 辰雄君
遠藤 三郎君
野原 正勝君

衆議院議員

政府委員

農林政務次官

事務局側

常任委員会専門員

安楽城敏男君

倉田 吉雄君

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業委員会法案反対に関する請願(第一四六二号)

一、長崎県福江島土地改良事業に関する請願(第一五〇一号)

一、主食配給に関する請願(第一五二六号)

一、農業委員会法案第五條修正等に関する陳情(第三〇四号)

一、供出早場米の奨励金存続等に関する陳情(第三〇五号)

一、飼料の再統制反対に関する陳情

(第三一三三号)

第一四六二号 昭和二十六年三月十日受理
農業委員会法案反対に関する請願
請願者 千葉県八日市場町農業改良委員協議会内 伊藤 巖三郎君

請願者 山崎 恒君
農改委員協議会内 伊藤 巖三郎君

紹介議員 山崎 恒君
農業改良委員会は、農業改良助長法の施行以来、専心事業の組織と基盤の民衆的完成に努力し、ようやく効果的活動をなし得る段階に到達した。しかるに政府は、農業改良委員会を農地、農業調整等の行政機関と統合し、新に農業委員会を設置する由であるが、これは農業改良普及事業の破たんを招来する結果となるから、農業改良員会は現在通り存置せられたいとの請願。

第一五〇一号 昭和二十六年三月二十日受理
長崎県福江島土地改良事業に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡福江町 社団法人五島開発振興協会 松本光之外十名

紹介議員 藤野繁雄君 秋山俊一郎君
長崎県福江町は、南松浦郡の農産物の約八割を生産しているが、諸種の農業環境条件から考へて本来生産力の低い土地ではないにもかかわらず、社会的経済的な条件のため農業技術の水準が極めて低く、同島の土地改良事業に對し、国庫補助をせられたいとの請願。

第一五二六号 昭和二十六年三月十二日受理
主食配給に関する請願
請願者 東京都中野区新山通り 三ノ二二回際婦人デー 中野準備会内 中島千代

紹介議員 須藤五郎君
最近の主食の配給状態は極めて悪く、とくに中野区では一月中に一人当り四キロの米が配給されただけでその後一箇月間全然米の配給がなかつた。しかも粉食券は不便がはなはだしく、また副食費が高くなつて不経済の上ないものであり、一方三月に配給された外米は全然食べられない程悪質なものであつた。このような配給状態にかかわらず、産地においてはやみ米が配給価格以下で流れているから、主食の配給について善処せられたいとの請願。

第三〇四号 昭和二十六年三月十七日受理
農業委員会法案第五條修正等に関する陳情
陳情者 東京都港区芝西久保巴町 三五全国町村会館内 斎藤 町村議會議長会内 斎藤 邦雄

今国会に提出を予想されている農業委員会法案の第五條は、従来原則的に国庫負担と規定されていた三委員会の經費を、地方自治体に転かさせようとするものであるが、これは現下の地方財政の実情を無視するものであるから、この經費は全額国庫負担とせられたい。なお昭和二十五年度農地委員会の必要經費も全額国庫負担とせられたいとの陳情。

第三〇五号 昭和二十六年三月十七日受理
供出早場米の奨励金存続等に関する陳情
陳情者 東京都港区芝西久保巴町 三五全国町村会館内 斎藤 町村議會議長会内 斎藤 邦雄

政府は、昭和二十六年より早場米供出に対する奨励金を廃止しようとしているが、これは農民の食糧増産意欲を減退せしめるものであるから早場米供出に対する奨励金を存続されたい。さらに供米価格、消費者価格の決定は農家の経営計画樹立上不可欠のものであるから、これらの価格はなるべく早期に決定されたいとの陳情。

第三一三三号 昭和二十六年三月二十日受理
飼料の再統制反対に関する陳情
陳情者 名古屋市中区南鍛冶屋町 一ノ二伊勢濱飼料同業会 内 河田師郎

最近飼料の再統制実施が伝えられているが、これが実現されると、(一)飼料の流通が不円滑となること、(二)不良品が横行すること、(三)商品の偏在を助長すること、(四)特権をめぐつてボスの横行、官公庁の汚職事件を誘発すること等各種の悪影響が予想されるから、飼料の再統制には反対であるとの陳情。

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、長崎県小浜町別所原ダム建設に関する請願(第一五六四号)

一、部落農業団体育成強化に関する請願(第一五七二号)

一、積雪寒冷単作地帯に対する農業災害補償制度改正強化の請願（第一五八〇号）

一、家畜改良施策に関する陳情（第三三二〇号）

一、土地改良事業費国庫補助強化に関する陳情（第三二七号）

一、蚕糸業振興に関する陳情（第三三五号）

第一五六四号 昭和二十六年三月二十六日受理

長崎県小浜町別所原ダム建設に関する請願

請願者 長崎県南高来郡小浜町 長 馬渡謙藏

紹介議員 秋山俊一郎君

長崎県南高来郡小浜町地区は千口石川の上流、加持川を専ら主要水源として

いるが、山林が濫伐されたため水源の状態が悪くなり水田面積四百六十町歩のうち二百七十町歩の田は畑地と化し

残る百九十町歩の水田も毎年かんがい、時におけるかん害によつて二割から三割の損害をこうむつてゐる。千々石川

の上流、別所ヶ原の地点のけい谷をせき切つてため池を新設すると畑地化した二百七十町歩を水田に還元できるばかりでなく新たに四百町歩の開田ができ、その上水利権をめぐる紛争も一挙に解決できるから、右地点にダムを建設されたいとの請願。

第一五七二号 昭和二十六年三月二十七日受理

部落農業団体育成強化に関する請願

請願者 長崎市杵島町又三五ノ一 農協会館内 平瀬末雄

紹介議員 藤野繁雄君

長崎県下の部落農業団体は、国および県の農林行政の末端機構として食糧増産、供出諸調査および農業経営改善のため機動的活動を続けてゐるにもかかわらず社会的にも経済的にも何ら報いられないことがないが、農協の下部組織としても部落農業団体の存在確立は不可欠の要件であるから、政府においてこれが育成強化に積極的な措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八〇号 昭和二十六年三月二十八日受理

積雪寒冷単作地帯に対する農業災害補償制度改正強化の請願

請願者 福島県耶麻郡長瀬村長 瀬村農業共済組合長 野矢守外四名

紹介議員 松平勇雄君

積雪寒冷単作地帯に比し最大の不安は、多毛作地帯に比し自然的地理的条件の不利なため毎年いづれかの災害に見舞われ、一年間の生活を保持することすら困難となり次年度の営農も不可能となる状態に陥るから、農業災害補償の一部を（一）積雪寒冷単作地帯の農業災害補償法による水稲の最高補償限度を現行二分の一を八十パーセントまで引き上げること、（二）補償限度引き上げに伴う共済掛金は全額国庫負担とすること等に改正せられたいとの請願。

第三二〇号 昭和二十六年三月二十三日受理

家畜改良施策に関する陳情

陳情者 広島県知事 大原博夫

家畜改良事業は将来わが国農業の興隆に寄与するところじんと大であり、最も時宜に適した国家的一大事業であると思われ、政府は最も安全適切に家畜改良の実を挙げるため、（一）種畜の計画生産を実施し、これを購買貸付するとともにこの事業の根拠をなす登録事業を厳正円滑に実施するよう指導監督助成を行い、とくに遺伝的不良形質除去の徹底を期すること、（二）全国所要種牛をわが国和牛改良の枢軸をなしている中国各県において買い上げること、（三）すみやかに本事業の予算を計上せられること、等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第三二七号 昭和二十六年三月二十日受理

土地改良事業費国庫補助強化に関する陳情

陳情者 神奈川県議會議長 加藤 證

食糧増産推進の基盤をなす土地改良事業に対する国の助成制度は余りに貧弱であるから、（一）土地改良事業に対する国庫補助基準面積を百町歩まで引き下げ県営として補助の対象とすること、（二）耕地整理、暗、排水、客土等も一定の基準面積を都府県営事業として認め、五十町歩以上の場合補助の対象とすること、（三）五十町歩以下の排水、客土、農道整備等でも団体営として施行する土地改良事業に対しては国庫補助の対象とすること等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第三三五号 昭和二十六年三月二十七日受理

蚕糸業振興に関する陳情

陳情者 愛知県豊橋市花田町字神

田九一豊橋蚕糸取引所内 清水寿一外八名

蚕糸業の振興を図り生糸および絹織物の輸出を増進することはわが国経済を再建し自立日本建設のため絶対的必要条件であるから、本業の振興のため（一）繭糸価の安定施策の決定、（二）蚕業研究指導機関の充実、（三）蚕業技術の身分安定方策、（四）蚕糸業の経営合理化、（五）蚕糸金融対策、（六）豊橋繭糸取引所の取引再開促進、（七）海外における生糸、絹製品の需要増進方策、等の処置を講ぜられたいとの陳情。

四月十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道でん菜糖業振興に関する請願（第一六三五号）

一、北海道および東北地方に酪農モデル地区設定の請願（第一六三六号）

第一六三五号 昭和二十六年三月三十一日受理

北海道でん菜糖業振興に関する請願

請願者 北海道帯広市東三条南一〇ノ一日本甜菜製糖株式会社取締役社長 宮本来治

紹介議員 岡村文四郎君

敗戦によつて南方の砂糖生産地を失つたわが国が、需要の四分の一程度の砂糖を国内で確保するためには、北海道のてん菜糖業を振興することが緊急の課題であるから、（一）輸入関税率を従価三十パーセント程度とすること、（二）北海道のてん菜栽培地帯に対して優先的かつ積極的に土地改良および家畜導入を実施すること、（三）糖業関係

行政機構および試験研究機関を整備拡充すること等の振興策をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一六三六号 昭和二十六年三月三十一日受理

北海道および東北地方に酪農モデル地区設定の請願

請願者 札幌市北海道町村議會議長 西本嘉

紹介議員 岡村文四郎君

北海道および東北地方は特殊寒冷地帯として適地適作主義を採らねばならぬものはもちろんであるが、さらに現在の農業生産を飛躍的に増強する手段として酪農の発達推進は刻下の急務である。しかるに当地方は酪農的存在は数多く散在するが、その経営については個々々々であるため総合発展を期し難い現状であるから、これを集約に部落を編成し、総合経営実体を具体化するため管内の適当な所に酪農モデル地区を設置せられたいとの請願。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理法中一部改正に関する請願（第一六五三号）

一、土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（第一六六九号）

一、競馬法中一部改正に関する陳情（第三三二二号）

第一六五三号 昭和二十六年四月二日受理

食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

行政機構および試験研究機関を整備拡充すること等の振興策をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一六三六号 昭和二十六年三月三十一日受理

北海道および東北地方に酪農モデル地区設定の請願

請願者 札幌市北海道町村議會議長 西本嘉

紹介議員 岡村文四郎君

北海道および東北地方は特殊寒冷地帯として適地適作主義を採らねばならぬものはもちろんであるが、さらに現在の農業生産を飛躍的に増強する手段として酪農の発達推進は刻下の急務である。しかるに当地方は酪農的存在は数多く散在するが、その経営については個々々々であるため総合発展を期し難い現状であるから、これを集約に部落を編成し、総合経営実体を具体化するため管内の適当な所に酪農モデル地区を設置せられたいとの請願。

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理法中一部改正に関する請願（第一六五三号）

一、土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（第一六六九号）

一、競馬法中一部改正に関する陳情（第三三二二号）

第一六五三号 昭和二十六年四月二日受理

食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

一、食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

一、食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

一、食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

一、食糧管理法中一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区谷区太子堂一三二田ヶ谷病院内

一、食糧管理法中一部改正に関する請願

全国国立病院患者同盟

内 上田正

紹介議員

有馬英二君

現行主要食糧の配給制度は、患者用区分がないため、入院治療中の患者に多大の不利便を与えているが、療養治療に対する栄養は、極めて重大な関係を持つてゐるものであるから、患者に対する主食配給は、全量米食とするよう、食糧管理法の一部を改正せられたとの請願。

一 第一六六号 昭和二十六年四月十二日受理

土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者

鹿兒島県議會議長 増田静

紹介議員

島津忠彦君

鹿兒島県においては、特殊土壌の関係で全耕地の八十八パーセントが土地改良を必要としているが、本県の土地改良事業は、ほとんど百町歩以下の小規模のものであるため、国庫補助の対象から除外されているので、窮乏せる地方財政の現状では本事業の完遂は不可能であるから、現在国庫補助の対象となつてゐる事業に対する補助の増額を図るとともに、補助対象以外の小規模土地改良事業に対する補助方案または何らかの金融措置を講ぜられたいとの請願。

第三六二号 昭和二十六年四月二日受理

競馬法中一部改正に関する陳情

陳情者 埼玉県浦和市長 松井計郎外一名

昭和二十三年七月の競馬法改正により馬連経営より県直営に移管され、かつ

昭和二十五年年度において地方税制の改革に伴い市町村税であつた入場税が廃止されたため、浦和市においては競馬場の警備費ならびに道路損傷により多大の経費を支出する等地方財政の確立上大の支障をきたしているから、競馬場所在地の本市に対しても開催権を認めるよう競馬法の一部を改正せられたいとの陳情。

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧計量単位統一に関する陳情

(第三七一号)

一、昭和二十六年年度購置資金に関する陳情(第三七二号)

一、国有林野内牧野開放に関する陳情(第三七三号)

一、農業改良普及事業に関する陳情(第三八三号)

第三七一号 昭和二十六年四月十三日受理

食糧計量単位統一に関する陳情

陳情者 広島県庁内広島町村会事務局内 三浦正

農業経営の能率向上の一環として、その簡便の方法を得るため、食糧の計量単位を統一せられたいとの陳情。

第三七二号 昭和二十六年四月十三日受理

昭和二十六年年度購置資金に関する陳情

陳情者 長野県議會議長 片桐知

現在の糸価から見れば本年の繭価格は一貫匁二匁を予想せられ、従つてこれが代金決済には膨大な資金の需要が見込まれるが現在の金融事情からして、

これが充足には非常に困難であつて万が一かかる事情から繭代金の支払に渋滞をきたすようなことがあれば、農家はもろんこれが製糸業者やひいては県民経済に及ぼす影響はじん大であるから、昭和二十六年年度購置資金について適切な方策を講ぜられたいとの陳情。

第三七三号 昭和二十六年四月十三日受理

国有林野内牧野開放に関する陳情

陳情者 福島県双葉郡葛尾村落合牧野組合内 松本左司馬外六名

福島県双葉郡葛尾村所在の国有林野内牧野の開放は、農繁期をひかえて葛尾村の死活の問題であるから、早急に境界確定測量を実施するとともに、開放面積を拡大して八百町歩とせられたいとの陳情。

第三八三号 昭和二十六年四月二十四日受理

農業改良普及事業に関する陳情

陳情者 兵庫県議會議長 細見達蔵

農業改良普及員の指導は、農業に関する試験研究および専門技術員と密接な関係のもとに行ふべきもので試験研究、専門技術員、改良普及員はそれぞれ不離の關係にありかつ病害虫の発生または天災等相当広範囲にわたる不確定の災害多く従つて現行のように県が主体となり実施することによりはじめて成果が期待できるものであるから、農業普及事業は、現行通り府県が主体となつて施行しうるようになつてほしいとの陳情。

五月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆)

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 境界の確定(第三条・第六条)

第三章 貸付、使用及び売払(第七・第八・第九・第十・第十一・第十二・第十三・第十四・第十五・第十六・第十七・第十八・第十九・第二十・第二十一・第二十二・第二十三・第二十四・第二十五・第二十六・第二十七・第二十八・第二十九・第三十・第三十一・第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百・第一百零一・第一百零二・第一百零三・第一百零四・第一百零五・第一百零六・第一百零七・第一百零八・第一百零九・第一百一十・第一百一十一・第一百一十二・第一百一十三・第一百一十四・第一百一十五・第一百一十六・第一百一十七・第一百一十八・第一百一十九・第一百二十・第一百二十一・第一百二十二・第一百二十三・第一百二十四・第一百二十五・第一百二十六・第一百二十七・第一百二十八・第一百二十九・第一百三十・第一百三十一・第一百三十二・第一百三十三・第一百三十四・第一百三十五・第一百三十六・第一百三十七・第一百三十八・第一百三十九・第一百四十・第一百四十一・第一百四十二・第一百四十三・第一百四十四・第一百四十五・第一百四十六・第一百四十七・第一百四十八・第一百四十九・第一百五十・第一百五十一・第一百五十二・第一百五十三・第一百五十四・第一百五十五・第一百五十六・第一百五十七・第一百五十八・第一百五十九・第一百六十・第一百六十一・第一百六十二・第一百六十三・第一百六十四・第一百六十五・第一百六十六・第一百六十七・第一百六十八・第一百六十九・第一百七十・第一百七十一・第一百七十二・第一百七十三・第一百七十四・第一百七十五・第一百七十六・第一百七十七・第一百七十八・第一百七十九・第一百八十・第一百八十一・第一百八十二・第一百八十三・第一百八十四・第一百八十五・第一百八十六・第一百八十七・第一百八十八・第一百八十九・第一百九十・第一百九十一・第一百九十二・第一百九十三・第一百九十四・第一百九十五・第一百九十六・第一百九十七・第一百九十八・第一百九十九・第二百

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 国有林野の取得、維持、保存及び運用(以下「管理」という)並びに処分についての国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の特例は、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野」とは、左に掲げるものをいう。

一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条(国有財産の分類及び種類)第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの。

二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基き森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの(同法第四条(定義)第二項の所管換又は同条第三項の所屬替をされたものを除く)。

第二章 境界の確定

(境界確定の協議)

第三條 営林局長は、国有林野の境界が明らかでないため国有林野の管理又は処分が支障があるときは、隣接地所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求め、これをすることができる。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、省令で定める手続に従い、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。

3 第一項の協議がとつた場合には、営林局長及び隣接地所有者は、書面により、確定した境界を明らかにしなければならない。

4 第一項の協議がとつた場合においては、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第四條 営林局長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会を求め、境界を定めることができる。但し、当該隣接地所有者が正当な事由により立ち会うことができない場合には、その旨をあらかじめ営林局長に通知したときは、この限りでない。

2 前項の規定により境界を定めた

場合には、営林局長は、その定めたる境界及びその理由を当該隣接地の知れた所有者その他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

第五條 隣接地の所有者その他の権利者は、前条第一項の規定により営林局長が定めた境界に異議がある場合には、同条第二項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、営林局長に対し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

第六條 前条の期間内に第四條第二項の通知を受けた隣接地所有者から前条の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に關し、その者の同意があつたものとみなす。但し、同条の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同条の規定による通告があつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、営林局長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

3 前条の期間内に同条の通告があつた場合には、第三條第四項の規定を準用する。

第三章 貸付、使用及び売却

(国有林野の貸付、売却等)
第七條 第二條第一号の国有林野は、左の各号の一に該当する場合に、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用（収益を含む。）以

下同じ。）とすることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができ、その事業の用に供するとき。

三 放牧又は採草の用に供するとき。

四 貸し付け、又は使用させる面積が五町歩をこえないとき。

第八條 第二條第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用せようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

一 当該林野を公用、公共用又は公共事業の用に供する者

二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体

三 当該林野に特別の縁故がある者で省令で定めるもの

四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

第四章 部分林

第九條 農林大臣は、国有林野について、契約により、国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収するものとする（以下「部分林契約」という。）ことができる。

(部分林契約の内容)
第十條 前条の契約（以下「部分林契約」という。）においては、左に掲げる事項を定めなければならない

い。

一 部分林契約の目的たる国有林野（以下「部分林」という。）の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 植栽（人工下種を含む。）以下のすべし樹種及び本数

四 植栽の期間及び方法

五 手入れの方法

六 伐採の時期及び方法

七 収益分収の割合

八 その他必要な事項

(部分林の持分等)
第十一條 部分林につき、部分林契約に基き植栽した樹木（以下「部分木」という。）は、国と造林者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益分収の割合によるものとする。

2 根株は、国の所有とする。但し、契約をもつて特別の定をすることができる。

3 部分林契約があつた後において天然に生じた樹木であつて、部分木とともに生育させるものとして営林署長が指定したものは、部分木とみなす。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條（共有物の分割請求）の規定は、部分木には、適用しない。

(部分林契約の存続期間)
第十二條 部分林契約の存続期間は、八十年をこえることができない。

2 部分林契約は、更新することができる。

(保護義務)
第十三條 造林者は、部分林について

て、左に掲げる事項を行わなければならない。

一 火災の予防及び消防

二 盗伐、その他の加害行為の予防及び防止

三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

四 境界標その他の標識の保存

(林産物の採取)
第十四條 造林者は、左に掲げる部分林の林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の実及びきのこ類

三 部分林契約のあつた後において天然に生じた樹木（第十一條第三項の規定により営林署長が指定したものを除く。）

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する部分木

(権利の処分等の制限)
第十五條 造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができない。但し、営林局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第十六條 造林者は、部分林契約の目的以外の目的に部分林を使用してはならない。但し、部分林契約の目的を妨げないと認めて営林局長が許可した場合は、この限りでない。

(部分林契約の解除)
第十七條 農林大臣は、左の各号の一に該当する場合に、部分林契約を解除することができる。但し、造林者の責に帰することができない場合は、この限りでない。

一 当該契約に定められた植栽期間の始期から一年を経過しても

造林者が植栽に着手しないと

二 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。

三 植栽を終つた後五年を経過しても成林の見込がないとき。

四 造林者が当該契約に定められた植栽、手入れ又は伐採の方法に従わなかつたとき。

五 造林者が第十三条に掲げる事項の実施を怠つたとき。

六 造林者が前条の規定に違反したとき。

七 造林者がその部分林につき罪を犯したとき。

2 前項の規定により部分林契約を解除した場合には、植栽を終つた樹木は、国の所有に帰する。

3 農林大臣は、国又は公共団体において部分林を公用、公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要を生じたときは、部分林契約を解除することができる。

4 農林大臣は、第一項又は前項の規定により部分林契約を解除しようとするときは、造林者に対し、あらかじめ、理由を附して、その旨を通知し、造林者又はその代理人が公開の職場において意見を述べ、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 第三項の規定により部分林契約を解除した場合には、国有財産法第二十四条第二項及び第二十五条（契約解除の場合の損失賠償）の規定を準用する。この場合において、同法第二十四条第二項中「借受人」とあるのは「造林者」と読

み替へるものとする。

第五章 共用林野

（共用林野の設定）

第十八条 農林大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を左に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取

二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取

三 自家用薪炭の原木の採取

四 省令で定める林産物の採取

五 耕作に附随して飼養する家畜の放牧

2 前項第三号の規定による権利を取得させる場合は、旧来の慣行その他特別の事由があるときに限る。

3 第一項の規定により国有林野を使用する権利を取得させることを内容とする契約（以下「共用林野契約」という。）の相手方は、当該契約に基いて当該国有林野を使用することができる者（以下「共用者」という。）の住所の属する市町村とする。但し、市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、共用者の全員を相手方とすることを妨げない。

（共用林野契約の内容）

第十九条 共用林野契約においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 共用林野契約の目的たる国有林野（以下「共用林野」という。）の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法又は放牧することができる家畜の種類及び頭数

四 使用の対価（使用の対価を徴しないときは、その旨）

五 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする場合には、その区域及び共用者としての要件

六 その他必要な事項

（共用林野契約の存続期間）

第二十条 共用林野契約の存続期間は、五年をこえることができない。

2 共用林野契約は、更新することができる。

（使用の対価の免除）

第二十一条 共用林野契約において、使用の対価を徴しない旨の定をするのできるものは、当該契約に共用者が当該林野について第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合に限り、共用者の地位の得喪）

第二十二條 市町村内の一定の区域に住所を有する者を共用者とする共用林野契約においては、共用者が当該区域に住所を有しなくなり、その他当該契約に定める共用者としての要件を欠くに至つたときは、その者は、共用者としての地位を失う。

2 前項の契約においては、共用者以外の者で当該区域内に住所を有し、且つ、当該契約に定める共用者としての要件を備えるものは、省令の定めるところにより当該契約に加入することを当該共用林野を管轄する営林署長及び共用者の代表者に通知することによつて、共用者としての地位を取得する。

（共用林野契約の解除等）

第二十三条 農林大臣は、共用者が左の各号の一に該当する場合に、共用林野契約を解除し、又はその者の使用を制限し、若しくは禁止することができる。

一 その共用林野を当該契約で定められた用途以外の用途に使用したとき。

二 その共用林野につき罪を犯したとき。

三 当該契約に共用者が第十三条に掲げる事項を行うべき旨の定がある場合において、正当な事由がないのに、その実施を怠つたとき。

2 前項の規定により共用林野契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止しようとする場合には、第十七条第四項の規定を準用する。この場合において、「造林者に対し」とあるのは「共用林野契約の相手方又は共用者に対し」と、「造林者又はその代理人」とあるのは「共用林野契約の相手方若しくは共用者又はその代理人」と読み替へるものとする。

（共用者等の賠償責任）

第二十四条 共用者が共用林野に損害を与えたときは、市町村との共用林野契約である場合には当該市町村及び共用者が、その他の場合には共用者が連帯してその損害を賠償しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）は、廃止する。

3 この法律の施行の際現に貸し付け、又は使用させている国有林野については、その契約期間中は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に存する部分林については、その契約期間中は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に保護を委託している国有林野については、その委託期間中は、なお従前の例による。

6 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条」を「第二条」に改め、「及び北海道における国有林野」を削る。

国有林野整備臨時措置法案

（国有林野の整備）

第一条 農林大臣は、左に掲げる国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第 号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）で国が経営することを必要とし、ないものを当該国有林野を適正に経営することができると認められる地方公共団体その他の者に売り払

い、又はその者の民有林野（地方公共団体の所有するものを含む。以下同じ。）と交換することができる。

一 孤立した小団地の国有林野

二 搬出系統の關係により現に孤立した施設を行つてゐる小面積の国有林野

三 民有林野との境界が入り組んでゐるため經營に支障がある国有林野

四 国有林野でその所在する地方の住民に対しその自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため、現に特別な施設を行つてゐるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の国有林野につき、売却又は交換の請求が二以上の者からなされた場合における売却又は交換の優先順位は、左の順序による。

一 当該国有林野の所在する市町村

二 当該国有林野の所在する都道府県

三 その他の者

3 第一項の交換については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十七条第一項但書（交換の制限）の規定にかかわらず、価格の差額が、その高価なものの価格の二分の一をこえないときは交換することができる。

（売却及び交換の制限）

第二條 国土の保安上必要な国有林野及び国有林野の經營上必要な林道、貯木場その他の施設は、前条第一項の規定により売り払い、又は交換することはできない。

（延納の特約）

第三條 農林大臣は、第一條第一項の規定により国有林野を売り払う場合に、当該国有林野を買い受ける市町村又は都道府県がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一條第一項但書（延納の特約）の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができる。この場合には同条第二項及び第三項（延納についての協議及び解除）の規定を準用する。

（収入の使途）

第四條 第一條第一項の売却又は交換による収入金は、左に掲げる使途に充てるものとする。

一 第一條第一項の交換の差金又は同項の売却若しくは交換に要する経費

二 国有林野に隣接し、これとあわせて經營することを相当とする民有林野を買い入れる場合の買入代金及び買入に要する経費

三 国土保安上重要な民有林野で国有林野とあわせて經營することを相当とするものの買入代金及び買入に要する経費

四 国有林野經營上必要な施設に要する経費

（国有林野法等の適用）

第五條 第一條第一項に掲げる国有林野の売却又は交換については、この法律に規定するものの外、国有林野法及び国有財産法の定めるところによる。

附則

1 この法律は、公布の日から起

行する。

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに第一條第一項の規定によつて売却又は交換については、第三條及び第四條の規定は、その時以後もなおその効力を有する。

昭和二十六年五月十八日印刷

昭二十六年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所